第一種大麻草採取栽培者免許証返納届

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 免許証の番号 | 第　　　　号 | 免許年月日 | 　年　月　日 |
| 免許証返納の事由及びその年月日 | 　 |
| 　上記のとおり、免許証を返納したいので届け出ます。　　　　年　　月　　日 |
| 　 | 住　所（法人又は団体にあっては、主たる事務所の所在地） |
| 氏名（法人又は団体にあっては、その名称） |
|  |  |
| 長野県知事　　殿 |

　（注意）

　　１　用紙の大きさは、Ａ４とすること。

　　２　法第７条第４項若しくは第５項の規定により免許証を返納する際に用いること。

第一種大麻草採取栽培者免許証返納届

|  |  |
| --- | --- |
| 事　　項 | １　免許の有効期間が満了したとき２　免許を取り消されたとき３　免許証の再交付を受けた後、紛失した免許証を発見したとき４　事由の生じた日から15日以内 |
| 根拠法令 | 法第７条第４項、第５項 |
| 提出部数 | ２部（薬事管理課　１部、保健所　１部） |
| 添付書類 | 免許証（紛失した場合は、紛失理由書） |
| そ の 他 | 　１　免許証返納の事由を具体的に記載させること２　免許期間満了者等（※）によるこの届について、保健所は、現地確認を行うこと３　免許期間満了者等（※）が所有し、又は管理する大麻を第一種大麻草採取栽培者、大麻草研究栽培者又は麻薬研究施設の設置者に、所有し、又は管理する発芽不能未処理種子を大麻草栽培者（第一種大麻草採取栽培者、第二種大麻草採取栽培者及び大麻草研究栽培者）に譲り渡す場合は、事由の生じた日から50日以内に譲り渡させるとともに、譲り渡した日から15日以内に大麻等譲渡届を提出させること　４　免許期間満了者等（※）が所有し、又は管理する大麻及び麻薬を廃棄する場合は、あらかじめ麻薬廃棄届の手続きをとらせたうえで、事由の生じた日から50日以内に廃棄させること５　免許期間満了者等（※）が所有し、又は管理する発芽不能未処理種子を廃棄する場合は、廃棄後に発芽することのない方法で廃棄させること（届出不要）　（関連手続き）* 大麻等譲渡届
* 麻薬廃棄届

※免許期間満了者等・・・法第12条の８第１項に規定する免許の有効期間が満了した者（引き続き免許を受けている者を除く。）、免許の取消しを受けた者及び第一種大麻草採取栽培者が死亡し、又は解散したことによりその旨を届け出なければならない者 |